

令和5年度 高齢者福祉施設等改築事業者 募集要項

1 募集の対象となる事業計画

創設（建設）から長期間経過し、老朽化が認められる高齢者福祉施設等の改築計画。

2 募集の対象となるサービス・施設について

- 介護老人福祉施設：介護保険法第8条第27項
- 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）：介護保険法第8条第20項（同法第8条の2第15項）
- 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）：介護保険法第8条第19項（同法第8条の2第14項）
- 看護小規模多機能型居宅介護：介護保険法第8条第23項

3 募集の対象となる整備事業時期

令和5年度中に事業着手（着工）し、完了（竣工）する計画を原則とします。

4 施設整備に係る公的補助について

整備事業者の申請により、補助金交付による支援措置を講じることを予定しています。

補助金の交付申請手続は事業者決定後となりますが、補助金の交付にあたっては、補助対象物件の処分制限のほか、本市の契約手続に準拠して入札・発注等を行うことなどの条件が付されますので、高齢者支援課と相談・確認を行いながら事業を実施してください。（補助対象となる建物に係る「根抵当権」の設定はできません。）

なお、補助金は市と国・県の財政措置状況により、単価減額となる場合や、補助採択されないなど、必ずしも単価に基づく額が交付決定額となるわけではありません。従って、資金計画の立案にあたっては建設事業費の縮減に努めるとともに十分な余裕をもって計画してください。

| 補助対象 | 整備区分 | 箇所数 | 建設（改築）事業費 補助金 | 開設準備経費等 支援事業補助金 |
|----------------------------|------|-------|--|-------------------------|
| 介護老人福祉施設 （広域型特別養護老人ホーム） | 改築 | 2箇所程度 | 3,900千円×床数 ※1施設につき100床 （補助上限） | 入所定員1人あたり 839千円（限度額） |
| 認知症対応型共同生活介護 （介護予防を含む） | 改築 | 1箇所程度 | 1施設あたり 33,600千円 （限度額） ※別事業併設に係る 合算加算なし | 入居定員1人あたり 839千円（限度額） |
| 小規模多機能型居宅介護 （介護予防を含む） | 改築 | 1箇所程度 | | 宿泊定員1人あたり 839千円（限度額） |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 改築 | 1箇所程度 | | |

※ 開設準備経費等支援事業補助金については、本公募の事業者決定後に別途事前協議書の提出が必要です。

※オーナー型補助制度について 本公募では、介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）を除く。

土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合、オーナーを補助金の交付対象とする「オーナー型補助制度」を利用しての応募も可能です。

《補助条件》

- ① 貸与を受ける不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間（30年以上）の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ② 賃借料は、地域の水準に照らして適当な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ③ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。
- ④ 入札により施工業者を決定する等、本市の契約手続に準拠すること。

《オーナーに関する追加提出書類》

- ・ オーナー型補助制度を活用した提案をする場合に、追加で提出が必要な書類があります。詳しくは「5 応募書類について（4）オーナーに関する追加提出書類」をご確認ください。
- ・ 上記の補助条件を満たすことを確認するため、参考となる書類の提出を求める場合があります。

5 応募書類について

申し込みを希望する事業者の方は、次により、応募申込書及び改築提案書を提出してください。

なお、市が受理した書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

様式はワード、エクセルによる複数ファイルで構成されておりますので、電子データで配布いたします。高齢者支援課の電子メールアドレスに、様式1「令和5年度 高齢者福祉施設等改築事業者 応募申込書」を令和4年7月8日（金）までに応募を予定する法人又は事業所アドレスから送信してください。当該アドレスへの返信メールにより、様式を送付いたします。

（1）提出について

| 提出期限 | 提出及び問合せ先 |
|---|--|
| 1. 応募申込書 令和4年7月14日（木）午後5時まで ※ 標題を「令和5年度 高齢者福祉施設等改築事業者募集 応募申込書」とし、電子データをメールに添付の上、高齢者支援課宛に送信してください。 | 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所 本館1階 高齢者支援課 企画係 TEL 025-226-1295 FAX 025-222-5531 E-mail koreisha@city.niigata.lg.jp |
| 2. 事業スケジュール、位置図、基本計画図面および建設工事に係る概算見積書 令和4年7月29日（金）まで （受付時間：午前9時～午後5時） ※ 図面提出後、介護保険課との図面協議を実施しますので、上記期限に関わらず、早急に提出してください。 ※ 概算見積書は、図面協議の進捗状況により提出期限を延長する場合があります。 | ※ 電話またはメールで予約の上、ご来庁ください。（郵送・FAX等は不可）。 ※ 期限までに必要な提出書類が揃わない場合、協議の上で後日提出を認める場合がありますので、事前にご相談ください。 |

| 提出期限 | 提出及び問合せ先 |
|---|----------|
| 3. 公募申込書および改築提案書一式 令和4年12月23日(金)まで (受付時間：午前9時～午後5時) | |

(2) 応募申込に関する提出書類

| 項目 | 内容等 | 様式 |
|---------------------------------|--|---|
| 1. 応募申込書 | | 様式1 |
| 2. 定款又は寄付行為 | 最新のもの | |
| 3. 法人の登記事項証明 | 応募申込前3か月以内に発行されたもの | |
| 4. 市税等の納税証明書 (未納がない旨の証明) | <p>応募申込前3か月以内に発行されたもの</p> <p>(1) 「新潟市税」 ※ 市税等が非課税のため証明書が添付できない場合は、その旨の届出書を添付してください。(様式自由) ※ 納税証明書は、「市入札参加用の納税証明書」を提出してください。 証明書の申請に際しては、代表者印を押印した申請書又は委任状が必要となります。また、納税後間もなく証明書を申請する場合には、各機関の税務システムに反映されていないこともありますので、予め納税したことが確認できる領収書等を持参して申請を行ってください。</p> <p>(2) 「法人税若しくは所得税」及び「消費税及び地方消費税」(法人所在地における証明) ※ 税務署で納税証明書の申請を行ってください。</p> | |
| 5. 欠格事項に該当しない事を誓約する書面 (兼同意書) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)に応募する場合、様式2-1を提出すること。 ・ 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)に応募する場合、様式2-2を提出すること。 ・ 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)に応募する場合、様式2-2を提出すること。 ・ 看護小規模多機能型居宅介護に応募する場合、様式2-3を提出すること。 <p>[根拠法令等]</p> <p>(1) 介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム) 介護保険法第86条第2項 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む) 介護保険法第78条の2及び第115条の12 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む) 介護保険法第78条の2及び第115条の12 看護小規模多機能型居宅介護 介護保険法第78条の2</p> <p>(2) 新潟市暴力団排除条例第6条</p> | <p>様式2-1 又は 様式2-2</p> <p>又は 様式2-3</p> |

| 項目 | 内容等 | 様式 |
|--------------|---|------|
| 6. 法人概要 | (1) 法人代表者の経歴書 | 様式自由 |
| | (2) 法人の沿革及び概要（パンフレット可） | |
| | (3) 既存施設の運営状況（パンフレット可） | 様式3 |
| | (4) 直近3年間の決算書等（計算書類） ※ 原則、監査対象計算書類等を監査報告書添付の上で提出すること。監査役の設定状況等により監査報告書を提出できない場合は申し出ること。 ※ 提出書類が多量の場合、事前相談の上、データ提出可 ※ 社会福祉法人の場合、以下のとおり提出すること。 ・ 現況報告書（社会福祉法施行規則第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項）の写し ・ 監査対象計算書類等（社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に準じる計算関係書類。監査報告書添付のこと。） ・ 社会福祉充実計画（社会福祉法第55条の2の規定に基づく） ・ 社会福祉充実残高算定シート（社会福祉法施行規則第2条の41第1号から第14号に掲げる事項） ※ 医療法人の場合、以下のとおり提出すること。 ・ 医療法第51条第5項の規定に基づく貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（「計算書類」、監査報告書を添付すること） | 様式自由 |
| | (5) 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去3年間の内容と規模 | 様式自由 |
| 7. 指導監査結果等書類 | 指導監査結果等書類一式 (1) 法人及び法人が運営する既存施設（事業所）に対して、市又は都道府県等が実施した監査結果通知書、改善勧告、指導・処分通知書及び改善報告書について写しを添付すること（法人においては社会福祉関連法令、運営施設（事業所）においては介護保険法に規定する勧告・命令・指定の取消等に限る）。 (2) <u>法人に対する市又は県等による直近の指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。</u> (3) <u>改築を計画する施設（事業所）に対する指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。</u> ※ (1)に該当する監査等がない場合は報告すること（様式自由）。 ※ (2)及び(3)について、文書指摘事項がなく通知書等が無い場合は、受検日、実施機関名及び指導監査内容を報告すること（様式自由）。 | 様式自由 |

(3) 改築提案に関する提出書類

| 項目 | 内容等 | 様式 |
|-------------|---|------------------|
| 1. 改築提案書 | 所定の様式 | 様式 4 |
| 2. 改築計画書 | 所定の様式 | 様式 5 |
| 3. 事業スケジュール | 事業開設までのスケジュール | 様式 6 |
| 4. 利用状況 | 利用者の前年度平均値 | 様式 7 |
| 5. 事業運営 | (1) 資金計画書 ※ 自己資金や寄付金など収入に関する資金の確保について確認できる書類（贈与確約書、預金残高証明書等の写し）を添付すること。 ※ 十分な自己資金額を確保した上での計画とすること。 ※ 建設予定の建物の建築工事に係る概算見積書を添付すること。 | 様式 8-1 |
| | (2) 借入金内訳書 ※ 融資証明書の写しなど、借入金の確保について確認できる書類を添付すること。（福祉医療機構の場合は事前協議報告書（様式 12）必須） ※ 借入先ごとの借入金の償還（返済）計画を添付すること。 | 様式 8-2 |
| | (3) 収支見込予算書シミュレーション ※ 事業収入算定説明書を添付すること。 | 様式 8-3 様式 8-4 |
| | (4) 利用料金表 ※ 積算根拠を添付すること。 | 様式 8-5 |
| 6. 計画図面等 | (1) 建設予定地計画書 ※ 建設予定地を周囲 4 方向から撮影した写真を添付すること。 ※ 建設予定地が既存施設（事業所）と異なる日常生活圏域である場合、当該建設予定地を選定した理由及び現利用者の理解を得るための方策についてまとめ、添付すること。（様式自由） ※ 建設予定地が市街化調整区域である場合、当該建設予定地を選定した理由をまとめ、添付すること。（様式自由） | 様式 9 |
| | (2) 基本計画図面（配置図、立面図、平面図） ※ 配置図には、駐車場について、利用者専用や送迎車両用、職員用等を区別して記載すること。 ※ 平面図には、指定基準に規定された居室、食堂及び共同生活室（機能訓練室）など主要な部屋の面積と廊下幅を内法で記載すること。廊下幅は、 <u>手すりの内側の有効寸法で記載すること。</u> ※ 平面図には、浴槽（一般、特別）、キッチン及び手洗いなど水回り設備も図示すること。 ※ 平面図には、併設する施設等がある場合は、当該サービスの専用・共用区画を色分けし、区画ごとの面積を明示すること。 ※ 立面図には、建物及び各階の高さを記載すること。 | |

| 項目 | 内容等 | 様式 |
|-------------|---|------|
| | <p>(3) 不動産登記法第14条地図又は地図に準ずる図面（公図）の写し、位置図（近隣の住宅地図等）</p> <p>※ 公図等の写しには、該当する敷地の土地の筆をマーカー等で明示すること。</p> <p>※ 位置図には、最寄の駅又はバス停までの距離及び徒歩で要する時間（行程を図示）を記載すること。また、同様に、協力病院等の位置、距離及び所要時間も記載すること。</p> <p>※ 移転を伴わない場合、省略可。</p> | |
| | (4) 土地・建物の登記事項証明（全部事項証明） | |
| | <p>(5) 売買等契約書（合意書）の写しなど、用地等の確保を証するもの</p> <p>※ 移転を伴わない場合、既に所有している場合は省略可</p> | |
| | <p>(6) 建設予定地の抵当権設定状況一覧表</p> <p>※ 建設予定地の該当する土地について、所有者や抵当権の有無など1筆ごとに記載すること。</p> <p>※ 抵当権は原則事業着手までに解除できる見通しであること。</p> | 様式10 |
| 7. 非常災害対策等 | <p>非常災害時の対応策（計画・訓練・災害に備えた近隣・関係機関等との連携及び協力関係の構築など）</p> <p>※ 開設予定地周辺のハザードマップを添付の上、ハザードマップの状況に応じた対応も含めて記載すること。</p> | 様式自由 |
| 8. 地域との連携等 | <p>(1) 開設にあたって地域住民から理解を得るための方策</p> <p>(2) 利用者と地域住民の交流を図る方策</p> <p>(3) 協力病院等との連携体制について</p> <p>※ 当該計画に関する業務提携契約書・同意書等がある場合は添付すること。移転を伴わない場合等、契約内容に変更が生じない場合は、現契約書の写しを添付すること。</p> | 様式自由 |
| 9. 勤務形態一覧 | <p>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表</p> <p>※ 配置人員（職種・時間ごとの配置）について、サービス種別ごとに作成すること。</p> | 様式11 |
| 10. 事前協議報告書 | <p>事前協議報告書</p> <p>※ <u>報告書については、建設に係る開発許可、建築規制その他法令を調査のうえ、関係機関（区役所建設課、建築行政課、農業委員会、介護保険課、消防署、保健所、歴史文化課など）と十分に事前協議を行い提出すること。</u></p> | 様式12 |
| 11. 老朽度調査表 | <p>(1) （非）木造社会福祉施設老朽度調査表</p> <p>※ 既存建物の構造に合わせて作成すること。</p> <p>※ 本調査表の作成は、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。</p> <p>※ 作成者の1級建築士資格証明書類の写しを添付すること。</p> | 様式13 |
| | <p>(2) 施設の写真（老朽度のわかるもの）</p> <p>※ 施設（事業所）の現況を撮影の上、現在の状況及び対応など、撮影個所の簡単な説明を記入すること。また、撮影箇所を記載した平面図を添付すること。</p> | 様式自由 |

| 項目 | 内容等 | 様式 |
|------------------------|---|-------|
| 12. 当該施設における過去の補助事業一覧 | (1) 当該施設における過去の補助事業一覧 | 様式 14 |
| | (2) 過去に市より交付された補助金の確定通知書の写し ※ 確定通知が無い場合は、決算書等金額が確認できる書類を添付すること。 | |
| 13. 現利用者への説明 | 現利用者及び家族への説明に利用する資料案等 ※ 所在地、サービス提供体制、居室等設備、利用者負担額など、変更が生じる事項について、事業着手前に現利用者および家族に必ず説明を行うこと。 | 様式自由 |
| ※ 開設に伴う地域住民説明会等の経緯について | 改築（移転）に伴い地域住民への説明を行った応募事業者は、提出すること。 ※ 建設予定地の隣接地権者をはじめ、自治会等を対象に説明会を行い、可能な限り同意書及び説明会の議事録などを添付すること。 ※ 移転を伴わない場合も、改築に伴う工事を実施することについて事前に説明を行うこと。 ※ 事業実施に際し、地域住民等とのトラブルが発生することのないよう留意すること。 | 付表 1 |

※ 様式自由の項目については、本事業における法人の考え方（計画等）をどのように実行するか、具体的な例を記載するなど明確に記載してください。

(4) オーナーに関する追加提出書類 ※オーナー型補助制度を活用する場合のみ

| 項目 | 内容等 | 様式 |
|----------------------------|--|-------|
| 1. 事業計画書 | | 様式 15 |
| 2. 定款 (法人オーナーのみ) | 最新のもの | |
| 3. 法人の登記事項証明 (法人オーナーのみ) | 応募申込前3か月以内に発行されたもの ※ 法人オーナーの場合 | |
| 4. 市税等の納税証明書 | 応募申込前3か月以内に発行されたもの (1) 「新潟市税」 ※ 市税等が非課税のため証明書が添付できない場合は、その旨の届出書を添付してください。 ※ 法人オーナーの場合 納税証明書は、「市入札参加用の納税証明書」を提出してください。 証明書の申請に際しては、代表者印を押印した申請書又は委任状が必要となります。また、納税後間もなく証明書を申請する場合には、各機関の税務システムに反映されていないこともありますので、予め納税したことが確認できる領収書等を持参して申請を行ってください。 (2) 「法人税若しくは所得税」及び「消費税及び地方消費税」（法人オーナーの場合は、法人所在地における証明） ※ 税務署で納税証明書の申請を行ってください。 | |

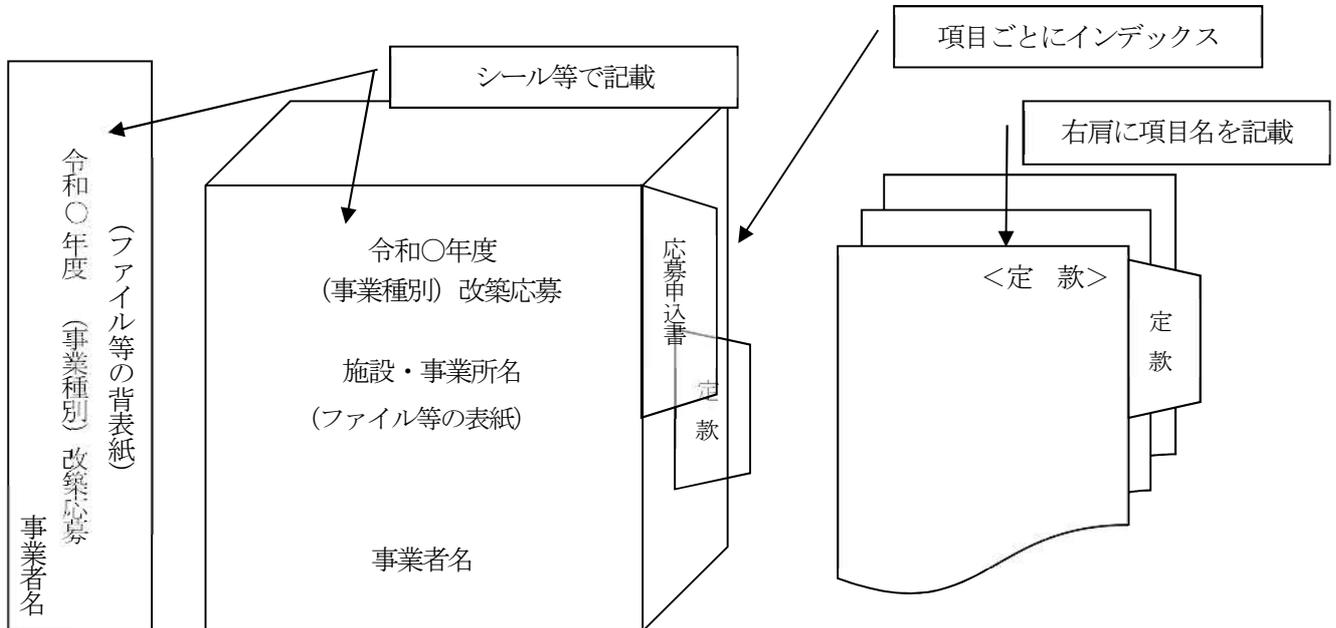
| 項目 | 内容等 | 様式 |
|---|--|-------|
| 5. 経歴書 | 法人オーナーの場合は代表者の経歴書 | 様式自由 |
| 6. 法人の沿革及び概要 (法人オーナーのみ) | パンフレット可 | 様式自由 |
| 7. 直近3年間の決算書 (法人オーナーのみ) | | 様式自由 |
| 8. 公的機関からの補助 状況 | 過去3年間の内容と規模 | 様式自由 |
| 9. 指導監査結果等書類 (介護保険事業を運営 する法人オーナーの み) | 指導監査結果等書類一式 (1) 法人及び法人が運営する既存施設(事業所)に対して、市又は都道府県等が実施した監査結果通知書及び指導・処分通知書のうち、すべてについて写しを添付すること(介護保険法に規定する勧告・命令・指定の取消等に限る)。 (2) 法人に対する市又は県等による直近の指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。 (3) 法人が運営する既存の施設(事業所)のうち、 <u>直近に受検した施設(事業所)</u> に対する指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。ただし、改築対象事業を運営していない場合は、既存の介護保険サービス事業所のうち、直近に受検した施設に対する指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。 ※ (1)に該当する監査等がない場合は報告すること(様式自由)。 ※ (2)及び(3)について、文書指摘事項がなく通知書等が無い場合は、受検日、実施機関名及び指導監査内容を報告すること(様式自由)。 | 様式自由 |
| 10. 資金計画書 | ※ 自己資金や寄付金など収入に関する資金の確保について確認できる書類(預金残高証明書、贈与確約書等の写し)を添付すること。 | 様式 16 |
| 11. 借入金の借入先 | ※ 融資証明書の写し等、借入金の確保について確認できる書類を添付すること。 ※ 借入先ごとの借入金の償還(返済)計画書を添付すること。 | 様式 17 |
| 12. 収支見込予算書 シミュレーション | | 様式 18 |
| 13. 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 | | 様式 19 |

※ 様式自由の項目については、本事業における法人の考え方(計画等)をどのように実行するか、具体的な例を記載するなど明確に記載してください。

(5) 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下に記す体裁を整えてください。

- ① 表紙、背表紙には「事業所名」及び「事業者名」を記載してください。
- ② 項目ごとに、白紙の仕切りを一枚挿入し、文字表記のインデックスをつける。
- ③ 全体をバインダーやファイル等で綴る。



(6) 部数等

- ① 必要部数は1部です。
- ② 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版で提出してください。ただし、図面はA3版としA4サイズに折り込んでください。
- ③ 所定様式が定められているものについては、詳細な資料等を別紙添付する場合であっても、各項目に要旨など申込者が必要と考える事項を必ず記入してください。
- ④ できるだけホチキス止めしないで提出してください。

6 提案できる事業者の資格要件

- (1) 当該施設（事業所）を現に運営する法人であること。
- (2) 介護保険法に規定される欠格事項に該当しないこと。
 - ・介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）：介護保険法第86条第2項
 - ・認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）：介護保険法第78条の2及び第115条の12
 - ・小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）：介護保険法第78条の2及び第115条の12
 - ・看護小規模多機能型居宅介護：介護保険法第78条の2
- (3) 確実な事業実施及び運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識等を有すること。※直近の貸借対照表、またはこれに準ずる書類において債務超過になっていないこと。
- (4) 社会福祉法人の場合、社会福祉充実計画において、建設事業計画完了時点で社会福祉充実財産を有していない（未充当財産が無い）計画であること。
- (5) 応募申込書の受付締切日において、市税・返還金等の未納がない法人であること。
- (6) 新潟市暴力団廃止条例（平成24年度新潟市条例第61号）に基づき、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

7 提案要件

- (1) 現在の施設（事業所）が創設（建設）より長期間経過しており、老朽化が認められること。
 - ・ 木造による施設の場合
様式 13 木造社会福祉施設老朽度調査表によって得た数（老朽度数）が 4,500 点以下のものとする。
 - ・ ブロック造りによる施設の場合
施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては 30 年、その他のものについては、25 年を経過したもの、又は、様式 13 非木造社会福祉施設老朽度調査表により算定して得た現存率が 70%以下のものとする。
 - ・ 鉄筋コンクリート造りによる施設の場合
施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、50 年を経過したもの、又は、様式 13 非木造社会福祉施設老朽度調査表により算定して得た現存率が 70%以下のものとする。
- (2) 介護保険法及び以下の条例に基づき、指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たす計画であること。
 - ・ 介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）の場合
新潟市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 90 号）
 - ・ 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の場合
新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例 第 89 号）（及び新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例 第 89 号））
 - ・ 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）の場合
新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例 第 89 号）（及び新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例 第 89 号））
 - ・ 看護小規模多機能型居宅介護の場合
新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例 第 89 号）
- (3) 介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）については、利用者負担への影響及び国・市の方針を考慮し、原則として、従来型（個室または多床室）及びユニット型（個室）による併設整備とすること。従来型居室を現定員の 50%以上確保するとともに、従来型及びユニット型がそれぞれ 30 床以上となるよう調整すること。また、従来型居室については、入所者のプライバシーの確保に配慮するとともに、将来の利用者ニーズの変化に対応できるよう、ユニット型個室への転換が可能な設計に努めること。
- (4) 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、開設場所が地域との交流を図ることができる場所であること。
 - ※ 「地域との交流を図ることができる場所」は、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民と交流の機会が確保される地域の中にあることとします。
- (5) 原則、同一の日常生活圏域での提案であること。やむを得ない事由により、同一の日常生活圏域での提案でない場合、当該建設予定地を選定した理由および現利用者の理解を得るための方策についてまとめ、提出すること。（様式自由）
- (6) 原則、市街化区域での提案であること。やむを得ない事由により、市街化区域での提案でない場合、当該建設予定地を選定した理由をまとめ、提出すること。（様式自由）
 - ※ 建設予定地が同一の日常生活圏域でない場合、市街化調整区域である場合の選定理由については、周辺の医療機関等との連携により医療依存度の高い方の受入れが可能となること等、サービスの質の向上や利用者及び従事者の安全確保、利便性の向上等に関連するものであること。

- (7) 事業所等の開設場所は、用地が確実に確保できるとともに、必要な許認可等が得られる見通しの用地であること。
- (8) 用地は、原則としてその所有権を取得すること。
 ※ ただし、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護で用地の所有権を取得することが困難な場合は、用地の賃貸借契約もしくは地上権の設定によること、又は用地及び建物の両方の賃借によることが可能です。この場合、事業の継続に支障のない借地期間としてください（30年間程度）。
- (9) 施設（事業所）の整備にあたっては、原則としてスプリンクラー設備を設置すること。
- (10) 災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域での建設計画は原則認めないため、事前に確認すること。
- (11) 令和5年度中に施設整備の事業着手（着工）および完了（竣工）が見込まれる計画であること。やむを得ず、完了（見込）が令和6年度となる場合は、直ちに報告し、指示に従うこと。
- (12) 開設スケジュールについて、新潟市介護保険事業計画及び施設・設備整備に係る補助事業の趣旨に賛同し円滑なサービスの提供を図るため、必要な調整に応じる準備があること。
- (13) 改築完了後、直ちに既存建物を取り壊すこと。取り壊さない場合は、移転後の既存建物での事業計画について、事前に高齢者支援課と協議すること。
- (14) 優れた事業計画の提案と、選定された事業計画を確実に実行していただくため、1つの法人が応募できる計画は、本公募において応募対象サービスを通じて1計画であること。
- (15) 現利用者の適切なサービス利用に配慮した計画とすること。
- (16) 地域住民等の生活環境等に配慮した計画とすること。

8 応募に際しての留意事項

- (1) 応募に係る必要な一切の費用は、事業者の負担とします。また、施設整備を行う事業用地を確保するために必要となる経費等についても、応募者の負担となります。
- (2) 本市が必要と認める場合、書類の補正や追加資料の提出を求めるほかヒアリングを行う場合があります。
- (3) 応募申込後に取下げをする場合は、速やかに応募取下書（任意様式）を提出してください。
- (4) **改築提案書の提出にあたっては、提案する事業が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出してください。**
- (5) 介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、これらを所管する**関係機関と十分に協議を行ってください。**
- (6) 既存施設（事業所）の創設・改修等に係り国・市等より補助金が交付されている場合は、補助財産（建物）の取り壊し等に際し、財産処分の手続きが必要となります。事前に承認を得ずに財産処分を行った場合は、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金等の返還が必要となる場合があります。なお、補助金の交付を受け、既存建物を活用して開設した事業所については、原則として、取り壊し時点で10年以上当該事業の運営を継続している必要があります。
- (7) 応募に関する情報や提出書類については、本市関係部署に共有する場合がありますので、ご承知おきください。

9 事業者の決定について

(1) 事業者の決定

提出書類に基づき、本事業を実施できる見込みであることが確認できた場合、改築を実施する事業者として決定します。

なお、本市の予算措置状況等により、補助採択せずに改築事業者として決定する場合があります。応募が計画数を上回る場合には、各種法令、人員・設備等の基準及びその他申込条件を満たす提案であることを前提に、老朽化により改築の必要性が高い施設（事業所）における提案を優先的に補助採択するものとします。

(2) 通知

事業者の決定について、文書により通知する予定です。

(3) 改築事業者の公表

事業者決定後、決定した改築事業者及び施設（事業所）を公表します。

(4) その他

- ① 本決定により、土地建物関係の法令上の制限解除を保証するものではありません。
- ② 事業計画の中止による一切の損害等について、新潟市が責任を負うものではありません。
- ③ 改築を実施する事業者決定された場合、原則、提案内容（事業計画）の変更は認めません。やむを得ず変更が必要となった場合は、直ちに高齢者支援課へ報告し、指示に従ってください。
- ④ 改築を実施する事業者決定された後、提案内容と実際の事業計画が著しく変更された場合や、改築を行うにふさわしいと認められない事実が判明した場合には、事業者の決定を取り消す場合があります。

10 応募状況の公表

応募状況は、公表しません。（応募事業者のみに周知する予定です。）

11 スケジュール概要

| | | |
|------|-----------|----------------------|
| 令和4年 | 7月14日（木） | 応募申込書（メール）受付終了 |
| | 7月29日（金） | 位置図、基本計画図面等 提出締切 |
| | 8月末まで | 図面協議 |
| | 12月23日（金） | 応募申込書および改築提案書 提出締切 |
| 令和5年 | 3月下旬 | 改築事業者の決定 結果の通知・公表 |
| | 4月以降 | 事業実施 |

※ 応募受付数等により、スケジュールが変更となる場合があります。

※ 応募受付後、随時事前協議を実施します。

※ 補助金の交付を伴わない場合、前倒しでの事業実施が可能な場合があります。

(様式1)

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地

法人名

代表者職名・氏名

令和5年度 高齢者福祉施設等改築事業者 応募申込書

このことについて、新潟市が定める資格要件において、応募者の制限にかかる項目の該当がないことを確約し、下記提出書類を添えて応募します。

記

1. 応募する設置予定場所及びサービスの種類

| | |
|----------|--|
| 施設（事業所）名 | |
| 設置予定場所 | 新潟市 区〇〇 |
| サービスの種類 | <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム） <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護（介護予防含む） <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む） <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護 |
| 定員 | 入所（入居）_____名 登録_____名、 通い_____名、 宿泊_____名 |

2. 事業開始予定時期

令和 年 月 日

3. 提出書類

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 法人登記事項証明書
- (3) 市税等の納税証明書
- (4) 欠格事項等に該当しないことを誓約する書面（様式2-1、様式2-2、様式2-3のいずれか）
- (5) 法人の概要
- (6) 指導監査結果等の書類

4. 公的補助の希望の有無(どちらかに○)

建設（改築）事業費補助金 (有 ・ 無)

開設準備経費等支援事業補助金 (有 ・ 無)

5. 担当者連絡先

応募書類の補正・追加提出、市が行うヒアリング等に対応する者として下記の者を指定します。

| | | | |
|-----|--------|---|-----|
| 法人名 | | | |
| 担当者 | | | |
| 連絡先 | 住所 | 〒 | |
| | TEL | | FAX |
| | E-mail | | |

(様式2-1)

介護保険法第86条第2項の規定に該当しない旨の誓約書
及び 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

令和 年 月 日

(宛先)新潟市長

所在地

名称

代表者職名・氏名

私(当法人・当団体)は、令和5年度高齢者福祉施設等改築事業者応募申込を行うにあたり、申請者及び役員等が介護保険法第86条第2項各号に規定する欠格条項の下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。
また、併せて新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私(当法人・当団体)は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき名簿(様式2-1別紙)を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

【介護保険法第86条第2項】

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一 第八十八条第一項に規定する人員を有しないとき。

二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。

三 当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三の三 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。)を引き続き滞納している者であるとき。

四 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第九十二条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 当該特別養護老人ホームの開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第三号、第三号の二又は前号に該当する者

ハ この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハにおいて「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。)を引き続き滞納している者

ニ 第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの(当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。)

ホ 第五号に規定する期間内に第九十一条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム(当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。)において、同号の通知の日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であつた者で当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

(様式2-1 別紙)

| 役職名・呼称 | 生年月日 | 性別 | フリガナ 住 所 | |
|-------------|------------|-----|-------------|-----|
| フリガナ 氏 名 | 他法人の理事等状況 | | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |

※ 当該法人の理事、役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)について記入してください。

※ 他法人の理事、役員等を兼務している場合は、他法人の理事状況の「有」に○印を付し、()に他法人名及役職名を記入してください。

※ 上記に記載された個人情報については、本審査用務及び暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

(様式2-2)

**介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
及び 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書**

令和 年 月 日

(宛先)新潟市長

所在地

名称

代表者職名・氏名

私(当法人・当団体)は、令和5年度高齢者福祉施設等改築事業者応募申込を行うにあたり、申請者及び役員等が介護保険法第78条の2第4項各号及び介護保険法第115条の12第2項各号に規定する欠格条項の下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

また、併せて新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私(当法人・当団体)は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成 24 年新潟市条例第 61 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき名簿(様式2-2別紙)を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

【介護保険法第78条の2第4項】

市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。))に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

- 1 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないとき。
- 4の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 6 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき、ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 6の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき、ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 6の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき、ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7の2 前号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 9 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 10 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 11 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 12 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

【介護保険法第115条の12第2項】

市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。

- 1 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- 4の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 6 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消のうち当該指定の取消の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 6の2 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消のうち当該指定の取消の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 6の3 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消のうち当該指定の取消の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7の2 前号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 9 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 10 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 11 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 12 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

(様式2-2 別紙)

| 役職名・呼称 | 生年月日 | 性別 | フリガナ 住 所 | |
|-------------|------------|-----|-------------|-----|
| フリガナ 氏 名 | 他法人の理事等状況 | | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |

※ 当該法人の理事、役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)について記入してください。

※ 他法人の理事、役員等を兼務している場合は、他法人の理事状況の「有」に○印を付し、()に他法人名及役職名を記入してください。

※ 上記に記載された個人情報については、本審査業務及び暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

(様式2-3)

介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書
及び 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

令和 年 月 日

(宛先)新潟市長

所在地

名称

代表者職名・氏名

私(当法人・当団体)は、令和5年度高齢者福祉施設等改築事業者応募申込を行うにあたり、申請者及び役員等が介護保険法第78条の2第4項各号に規定する欠格条項の下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。また、併せて新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私(当法人・当団体)は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき名簿(様式2-3別紙)を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

【介護保険法第78条の2第4項】

市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。))に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

1 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

2 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

3 申請者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

4 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないとき。

4の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

5の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

6 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

6の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

6の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

7 申請者が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

7の2 前号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

8 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

9 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

10 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

11 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

12 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

(様式2-3 別紙)

| 役職名・呼称 | 生年月日 | 性別 | フリガナ 住 所 | |
|-------------|------------|-----|-------------|-----|
| フリガナ 氏 名 | 他法人の理事等状況 | | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |
| | 有・無 () | 男・女 | TEL | FAX |

※ 当該法人の理事、役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)について記入してください。

※ 他法人の理事、役員等を兼務している場合は、他法人の理事状況の「有」に○印を付し、()に他法人名及役職名を記入してください。

※ 上記に記載された個人情報については、本審査業務及び暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

(様式3)

既存施設及び事業の運営状況

1. 法人の名称等

| 法人名称 | 代表者名 | 法人所在地 | 設立年月日 |
|------|------|-------|-------|
| | | | |

2. 介護保険サービス提供事業所

| 事業種別 | 施設等名称 | 所在地 | 事業者番号 | 指定年月日 (開始年月日) | サービス 提供地域 | 定員 | 併設事業所 |
|------|-------|-----|-------|------------------|--------------|----|-------|
| | | | | () | | | |
| | | | | () | | | |
| | | | | () | | | |

※複数ある場合は、事業種別ごとに代表的なものを1つ必ず記入し、その他は別紙添付可。

3. その他の事業所

| 事業種別 | 施設等名称 | 所在地 | 定員 | 併設事業所 |
|------|-------|-----|----|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

4. 整備に着手中及び着手見込の事業（介護保険サービス及びその他事業）

| 事業種別 | 所在地 | 定員 | 総事業費 | 開設予定日 |
|------|-----|----|------|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※他市町村での介護サービス事業など整備に着手中の事業及び着手見込の事業について記載してください。

(様式4)

令和 年 月 日

(宛先)新潟市長

所在地
法人名
代表者名

改築提案書

このことについて、下記書類を添えて提出します。

1 添付書類

| 申請者 チェック | 新潟市 チェック | 提出書類名 | | 様式 | |
|--------------------------|--------------------------|-------|-------------------|-------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 1 | 改築提案書 | 様式4 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 2 | 改築計画書 | 様式5 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 3 | 事業スケジュール | 様式6 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 4 | 利用状況 | 様式7 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 5 | 事業運営 | 資金計画書 | 様式8-1 |
| | | | | 借入金内訳書 | 様式8-2 |
| | | | | 収支見込予算書シミュレーション | 様式8-3 |
| | | | | 事業収入算定説明書 | 様式8-4 |
| | | | | 利用料金表 | 様式8-5 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 6 | 計画図面等 | 建設予定地計画書 | 様式9 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | 基本計画図面 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | 公図・位置図等 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | 登記事項証明書 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | 売買契約書等 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | 抵当権設定状況一覧表 | 様式10 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 7 | 非常災害対策等 | 様式自由 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 8 | 地域との連携等 | 様式自由 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 9 | 勤務形態一覧 | 様式11 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 10 | 事前協議報告書 | 様式12 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 11 | 老朽度調査表 | (非)木造社会福祉施設老朽度調査表 | 様式13 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | 施設の写真 | 様式自由 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 12 | 当該施設における過去の補助事業一覧 | 当該施設における過去の補助事業一覧 | 様式14 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | 確定通知書の写し | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 13 | 現利用者への説明 | 様式自由 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ※ | 地域住民説明会について | 付表1 | |

2 補助採択の状況による事業実施の有無について

- 補助金の交付を希望しない。
- 補助採択の結果如何に関わらず、提案趣旨を損なわず事業実施が可能であり、本事業の実施を希望する。
- 補助採択の状況により、提案趣旨が損なわれ事業実施が不可能であるため、本事業の実施を辞退する。

改築計画書

令和 年 月 日

| | | | | | | | | |
|------------|--|----|--|---|--|----|---|---|
| 1 施設(事業所)名 | | | | | | | | |
| 2 サービスの種類 | | | | | | | | |
| 3 建設予定地 | | | | | | | | |
| 4 日常生活圏域 | | | | | | 圏域 | <input type="checkbox"/> 既存施設(事業所)と同一圏域 | |
| 5 事業計画 | (着工) | 令和 | | 年 | | 月 | | 日 |
| | (竣工) | 令和 | | 年 | | 月 | | 日 |
| | (開設) | 令和 | | 年 | | 月 | | 日 |
| 6 予定規模 | <p>・介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)の場合</p> <p>入所定員数: <input type="text"/> 人</p> <p>(ユニット型 <input type="text"/> 人 { ユニット数: <input type="text"/> })</p> <p>(従来型 <input type="text"/> 人 { 個室: <input type="text"/> 人 多床室: <input type="text"/> 人 })</p> <p>・認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)の場合</p> <p>入居定員数: <input type="text"/> 人 { ユニット数: <input type="text"/> }</p> <p>・小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)および看護小規模多機能型居宅介護の場合</p> <p>登録定員: <input type="text"/> 人 通い定員: <input type="text"/> 人 宿泊定員: <input type="text"/> 人</p> | | | | | | | |
| 7 資金計画 | <p>1 事業費 <input type="text"/> 千円</p> <p>内訳 {</p> <p>土地取得関係費 <input type="text"/> 千円</p> <p>建物建設関係費 <input type="text"/> 千円</p> <p>開設準備経費 <input type="text"/> 千円</p> <p>その他 <input type="text"/> 千円</p> <p>2 財源 <input type="text"/> 千円</p> <p>内訳 {</p> <p>自己資金 <input type="text"/> 千円</p> <p>借入金 <input type="text"/> 千円</p> <p>その他 <input type="text"/> 千円</p> | | | | | | | |
| 8 既存施設の状況 | <p>・所在地 <input type="text"/></p> <p>・日常生活圏域 <input type="text"/> 圏域</p> <p>・介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)の場合</p> <p>入所定員数: <input type="text"/> 人</p> <p>(ユニット型: <input type="text"/> 人 { ユニット数: <input type="text"/> })</p> <p>(従来型: <input type="text"/> 人 { 個室: <input type="text"/> 人 多床室: <input type="text"/> 人 })</p> <p>・認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)の場合</p> <p>入居定員数: <input type="text"/> 人 { ユニット数: <input type="text"/> }</p> <p>・小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)および看護小規模多機能型居宅介護の場合</p> <p>登録定員: <input type="text"/> 人 通い定員: <input type="text"/> 人 宿泊定員: <input type="text"/> 人</p> <p>・敷地面積 <input type="text"/> m² ・延床面積 <input type="text"/> m²</p> <p>・構造等 地上 <input type="text"/> 階 地下 <input type="text"/> 階</p> <p>(<input type="text"/> 造)</p> <p>・竣工年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p>・事業開始年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p>(休止期間 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ~ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日)</p> | | | | | | | |

| | | | |
|--------|-----|----------|--|
| 9 併設施設 | 改築前 | 施設(事業所)名 | |
| | | サービス種別 | |
| | | 定員等 | |
| | | 施設(事業所)名 | |
| | | サービス種別 | |
| | | 定員等 | |
| | 改築後 | 施設(事業所)名 | |
| | | サービス種別 | |
| | | 定員等 | |
| | | 施設(事業所)名 | |
| | | サービス種別 | |
| | | 定員等 | |

利用者の前年度平均値

| | |
|----------|--|
| サービス種類 | |
| 施設(事業所)名 | |
| 定員 | |

| 年 月 | | 日 数 | 延入所者数 延利用人数 | 1日当たり平均 |
|--------|------|-----------|--------------------|--------------------|
| 年 | 4 月 | 30 日 | 人 | 0.0 人 |
| | 5 月 | 31 日 | 人 | 0.0 人 |
| | 6 月 | 30 日 | 人 | 0.0 人 |
| | 7 月 | 31 日 | 人 | 0.0 人 |
| | 8 月 | 31 日 | 人 | 0.0 人 |
| | 9 月 | 30 日 | 人 | 0.0 人 |
| | 10 月 | 31 日 | 人 | 0.0 人 |
| | 11 月 | 30 日 | 人 | 0.0 人 |
| | 12 月 | 31 日 | 人 | 0.0 人 |
| 年 | 1 月 | 31 日 | 人 | 0.0 人 |
| | 2 月 | 28 日 | 人 | 0.0 人 |
| | 3 月 | 31 日 | 人 | 0.0 人 |
| 合計 | | 365 日 (A) | 0 人 (B) | / |
| 前年度の平均 | | | 0.0 人 (B) ÷ 12月 | 0.0 人 (B) ÷ (A) |

注 小数点第2位以下切り上げ

(様式8-1)

資金計画書

1. 建築の形態(単独/併設・合築の状況)

| | 延床面積(m ²) | 割合(%) |
|---------------------|-----------------------|-------|
| 広域型特別養護老人ホーム(ユニット型) | m ² | % |
| 広域型特別養護老人ホーム(従来型) | m ² | % |
| 認知症対応型共同生活介護 | m ² | % |
| 小規模多機能型居宅介護 | m ² | % |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | m ² | % |
| その他併設施設(種類:) | m ² | % |
| 計 | m ² | % |

※共有部分の算定にあたっては、専有床面積の総和に対する当該専有床面積の割合により按分すること。

2. 設置に係る総事業費(合築のない場合は「総事業費」欄のみを記入)

(1) 事業費内訳(下記を参考に、必要事項を記載し、事業費内訳が把握できるように作成してください。)

(単位：千円)

| 項目 | | 総事業費 | うち応募対象事業費 (合築の場合) | 備考 |
|---------|------------|------|----------------------|----|
| 土地取得関係費 | | | | |
| 内 訳 | 土地購入費 | | | |
| | 土地権利費(敷金等) | | | |
| | その他 | | | |
| 建物建設関係費 | | | | |
| 内 訳 | 建築工事費 | | | |
| | 設計費 | | | |
| | 外構工事費 | | | |
| | 造成工事費 | | | |
| | その他 | | | |
| 開設準備経費 | | | | |
| 内 訳 | 備品購入費 | | | |
| | 人件費 | | | |
| | その他 | | | |
| その他 | | | | |
| 内 訳 | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

※ 項目及び記入欄が足りない場合は、適宜追加してください。

(2)財源内訳(下記を参考に、必要事項を記載し、財源内訳が把握できるように作成してください。)

(単位：千円)

| 項 目 | | 総事業費 | うち応募対象事業費 (合築の場合) | 備 考 |
|----------------|--------|------|----------------------|-----|
| 自己資金 | | | | |
| 内 訳 | 法人預金 | | | |
| | その他() | | | |
| 借入金(様式8-2のとおり) | | | | |
| その他 | | | | |
| 内 訳 | 補助金 | | | |
| | 寄付金 | | | |
| | 出資金 | | | |
| | その他() | | | |
| 財源内訳計 | | | | |

※ 項目及び記入欄が足りない場合は、適宜追加してください。

※ 補助金については、交付による支援措置が決定した場合を想定し、本要項1頁の金額として算出してください。

(様式8-2)

借 入 金 内 訳 書

| 借 入 先 | 借入金額(単位:千円) | 資金使途及び貸付条件(利率、期間等) |
|-------|-------------|--------------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | 千円 | |

※ 添付書類

1. 融資確約証明書の写し等

※福祉医療機構の場合にあつては、任意の様式で具体的な相談状況等を記載したものを提出すること。

2. 借入先ごとの借入金の償還(返済)計画書

収支見込予算書シミュレーション

下記を参考に、適宜項目を追加し、必要事項を記入の上、収支見込予算が把握できるように作成してください。

全体

事業

単位:千円

| 項目 | 期間等 | 1年目 R〇.〇~R〇.〇 | 2年目 R〇.〇~R〇.〇 | 3年目 R〇.〇~R〇.〇 | 備考 ※12ヶ月算定による |
|-----|---------------------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 稼働率 | | % | % | % | |
| 収益 | 例)介護保険報酬 | | | | 要介護度(平均要介護度) および負担を含める |
| | 例)家賃(居住費)、宿泊費 | | | | |
| | 例)食材料費(食費) | | | | |
| | 例)光熱水費 | | | | |
| | 収益計 A | 0 | 0 | 0 | |
| 費用 | 例)人件費 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 減価償却費 B | | | | 圧縮記帳: 有・無 |
| | 費用計 C | 0 | 0 | 0 | |
| 損益 | 税引前損益 D=A-C | 0 | 0 | 0 | |
| | 法人税等 E | | | | 税目: |
| | 当期純利益 F=D-E (税引後損益、当期活動増減差額) | 0 | 0 | 0 | |
| 収支 | 減価償却費 B | 0 | 0 | 0 | |
| | 借入金元金返済 G | | | | |
| | その他資金収支 H | | | | |
| | 余剰金 I=F+B-G±H | 0 | 0 | 0 | |
| | 前年度繰越金 J | | 0 | 0 | |
| | 翌年度繰越金 K=I+J | 0 | 0 | 0 | |

【注意】

- 1 改築後の事業運営に係る経費等について記載すること(施設整備にかかるものは含まない)。
- 2 決算書(損益計算書等)に則して、適宜項目を追加・削除すること。(この様式は参考様式)
- 3 介護保険報酬を含む項目の備考欄に算出時の平均要介護度を記載すること。
- 4 人件費(給与)、福利厚生費、委託料を含む項目が合算項目の場合、備考欄に内訳を記載すること。
- 5 福利厚生費については、応募対象事業の会計とは別に母体法人で負担する場合はその旨を記入すること。
- 6 1年目から12ヶ月単位で作成し、**借入金元金の返済が終わるまでの期間**について作成すること(4年目以降は別紙により添付することも可)。
- 7 ショートステイを含め、併設する介護サービス事業所等がある場合は、それぞれの事業ごとに作成の上、施設全体の収支シミュレーションも併せて提出すること。
(特別養護老人ホームの場合、ユニット型個室と従来型個室等のそれぞれの事業収支と施設全体の収支を作成すること。)
- 8 複数の経費を合算している項目については、備考欄に対象経費の内訳を記載すること。
- 9 減価償却費については、備考欄に圧縮記帳の取扱いの有無を記載すること。

(様式8-4)

事業収入算定説明書

※下記を参考に、適宜項目又は用紙を追加し、必要事項を記入の上、収入算定根拠が把握できるように作成すること。

施設名 : _____

施設種別: 特別養護老人ホーム(ユニット型)

(単位:千円)

| | | 介護報酬単価等 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目以降 |
|---------------------|--------------------------|---------|-----|-----|--------|--------|
| 定員 | 名 | 稼働率 | | | | |
| 加 算 | 介護福祉施設サービス費(ユニット型個室) /1日 | | | | | |
| | 要介護1 | (人) 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 要介護2 | (人) 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 要介護3 | (人) 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 要介護4 | (人) 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 要介護5 | (人) 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護報酬 計 (利用者負担1割分含む) | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 居住費 | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 食費 | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 利用者負担 計 (補足給付分含む) | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| その他収入 計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収入 合計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | 1単位の単価 | 10.14円 |

| | | | | |
|-------------------|---|---|---|---|
| 介護報酬 ユニット型・従来型 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利用者負担 ユニット型・従来型 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他収入 ユニット型・従来型 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ユニット型・従来型 収入 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【注意】

- 1 開設後の収入見込みについて、サービス種別ごとに作成すること。
- 2 1年目から12ヶ月単位で作成すること。
- 3 各種加算は、**加算条件を満たすことが確実なもののみ**記入すること。
- 4 収入合計が(様式8-3)収支見込予算書シミュレーションの収益計Aと一致するよう作成すること。

(様式8-4)

事業収入算定説明書

(介護予防)認知症対応型共同生活介護

※ 下記を参考に、適宜項目又は用紙を追加し、必要事項を記入の上、収入算定根拠が把握できるように作成すること。

| | | 介護報酬単価等 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 |
|-----------------------------|------|---------|-----|-----|-----|-----|
| 定員 | 名 | 稼働率 | 0% | 0% | 0% | 0% |
| (介護予防)認知症対応型共同生活介護費 (1日あたり) | | | | | | |
| 要支援2 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要介護1 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要介護2 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要介護3 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要介護4 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要介護5 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 加算 (1日あたり) | | | | | | |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護報酬 計 (利用者負担1割分含む) | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護保険外費用 (1月あたり) | | | | | | |
| 家賃 | | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 光熱水費 | | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食材料費 | | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 円 | | | | |
| | | 円 | | | | |
| 利用者負担 計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収入合計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 開設後の収入見込みについて、サービス種別ごとに作成すること。

※ 1年目から12か月単位で作成すること。

※ 各種加算は、加算条件を満たすことが確実なもののみ記入すること。

(様式8-4)

事業収入算定説明書

(介護予防)小規模多機能型居宅介護

※ 下記を参考に、適宜項目又は用紙を追加し、必要事項を記入の上、収入算定根拠が把握できるように作成すること。

| | | 介護報酬単価等 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 |
|----------------------------|------|---------|-----|-----|-----|-----|
| 登録定員 | 名 | 稼働率 | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 通い定員 | 名 | | | | | |
| 宿泊定員 | 名 | | | | | |
| (介護予防)小規模多機能型居宅介護費 (1月あたり) | | | | | | |
| 要支援1 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要支援2 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要介護1 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要介護2 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要介護3 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要介護4 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要介護5 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 加算 (1月あたり) | | | | | | |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護報酬 計 (利用者負担1割分含む) | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護保険外費用 | | | | | | |
| 宿泊費 | | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食費(朝食) | | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食費(昼食) | | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食費(夕食) | | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 円 | | | | |
| 利用者負担 計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収入合計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 開設後の収入見込みについて、サービス種別ごとに作成すること。

※ 1年目から12か月単位で作成すること。

※ 各種加算は、加算条件を満たすことが確実なもののみ記入すること。

(様式8-4)

事業収入算定説明書

看護小規模多機能型居宅介護

※ 下記を参考に、適宜項目又は用紙を追加し、必要事項を記入の上、収入算定根拠が把握できるように作成すること。

| | | 介護報酬単価等 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 |
|------------------------|------|---------|-----|-----|-----|-----|
| 登録定員 | 名 | 稼働率 | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 通い定員 | 名 | | | | | |
| 宿泊定員 | 名 | | | | | |
| 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月あたり) | | | | | | |
| 要介護1 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要介護2 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要介護3 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要介護4 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要介護5 | ()人 | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 加算 (1月あたり) | | | | | | |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 点 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護報酬 計 (利用者負担1割分含む) | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護保険外費用(1日あたり) | | | | | | |
| 宿泊費 | | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食費(朝食) | | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食費(昼食) | | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食費(夕食) | | 円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 円 | | | | |
| 利用者負担 計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収入合計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 開設後の収入見込みについて、サービス種別ごとに作成すること。

※ 1年目から12か月単位で作成すること。

※ 各種加算は、加算条件を満たすことが確実なもののみ記入すること。

(様式8-5)

高齢者福祉施設等利用料金表

| | |
|-----------------------------|--|
| 居住費(ユニット型個室分) | _____円(日額) × 30日 = 約_____円 |
| 居住費(従来型部分) | ① __人居室 _____円(日額) × 30日 = 約_____円 ② __人居室 _____円(日額) × 30日 = 約_____円 |
| 家賃 | _____円(月額) |
| 宿泊費 | _____円(日額) |
| 食材料費(食費) | _____円(日額) × 30日 = 約_____円 朝食__円、昼食__円、夕食__円(3食合計__円) |
| 日常生活費・その他 | _____円(月額) |
| 上記利用料設定の考え方 (算出根拠及び特記事項) | |

※ 実費徴収するものを除き、入居者から一律徴収する料金について記入してください。

※ 負担段階(第1段階～第4段階)ごとに居住費等を記載してください。

(様式9)

建設予定地計画書(概要書)

| | |
|---|--|
| 所在地 | |
| 敷地面積 | |
| 建設用地の概要 | |
| 建設用地の法規制等 ※下記項目について該当の有無にかかわらず、必ず様式13を提出してください。 | |
| 都市計画区域 | <input type="checkbox"/> 市街化区域 (用途地域:) <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 |
| 開発許可・建築許可等 | <input type="checkbox"/> 不要 理由: <input type="checkbox"/> 開発行為に該当しない <input type="checkbox"/> 都市計画法第29条第1項第 号該当 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 必要 項目: <input type="checkbox"/> 法第29条 <input type="checkbox"/> 法第43条 (法第34条第 号該当) ⇒法第34条第14号該当の場合:開発審査会付議基準 該当 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 都市計画施設等 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 近接 <input type="checkbox"/> 区域内 (法第53条許可: <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要) |
| その他の法規制 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (例:農地転用、農振除外)様式13で詳細を記入のこと。 |
| ハザードマップ | 災害想定 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () |
| 建設用地の確保方法・時期 | |
| 確保方法 | <input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 寄付 <input type="checkbox"/> 借地(特別養護老人ホーム除く) |
| 確保(契約)時期 | 年 月 |
| (1)法人所有の場合 | |
| 現在の状況 | (登記上の地目:) |
| (2)購入の場合 | |
| 契約の相手方 | |
| 現在の状況 | (登記上の地目:) |
| 予定価格 | 円 |
| (3)寄付の場合 | |
| 寄付の相手方 | |
| 現在の状況 | (登記上の地目:) |
| 寄付までの経緯 | |
| (4)借地の場合 | |
| 土地所有者 | |
| 現在の状況 | (登記上の地目:) |
| 契約期間 | 年 |
| 賃借料 | 保証金 円 借地料 円/月 |
| 抵当権等の状況 | 有 ・ 無 ※有無にかかわらず様式10を添付のこと。 |

※ 建設予定地を周囲4方向から撮影した写真を添付してください。

建設予定地計画書(周辺状況)

| | | |
|----------------------------|--------------------------------|---|
| 所在地 | | |
| 日常生活圏域 | | |
| 1. 交通利便性について | | |
| | 公共交通機関 | ①最寄のバス停 名称: <input style="width: 100px;" type="text"/> 距離: <input style="width: 50px;" type="text"/> m 徒歩: <input style="width: 50px;" type="text"/> 分程度 ②最寄の駅 名称: <input style="width: 100px;" type="text"/> 距離: <input style="width: 50px;" type="text"/> m 徒歩: <input style="width: 50px;" type="text"/> 分程度 ※ 徒歩については、道路距離80mにつき1分要するものとして算出してください。 |
| | その他特記すべき事項 ※職員等施設労務従事者分等を除く | ①施設(建物)全体の利用者に係る総駐車台数: <input style="width: 50px;" type="text"/> 台 ②当該施設に係る駐車場の有無 <input type="checkbox"/> 専用、 <input type="checkbox"/> 兼用、 <input type="checkbox"/> 無 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/> 上記の台数: <input style="width: 50px;" type="text"/> 台 ※駐車台数は、いずれも職員等施設労務従事者分、送迎車両分を除いて記載してください。 |
| | その他特記すべき事項 | |
| 2. 日常生活の利便性について | | |
| | 利便に資する施設の整備 | ①最寄の店舗等商業施設 名称: <input style="width: 100px;" type="text"/> 距離: <input style="width: 50px;" type="text"/> m 徒歩: <input style="width: 50px;" type="text"/> 分程度 ②その他施設 名称: <input style="width: 100px;" type="text"/> 距離: <input style="width: 50px;" type="text"/> m 徒歩: <input style="width: 50px;" type="text"/> 分程度 ※徒歩については、道路距離80mにつき1分要するものとして算出してください。 |
| | その他特記すべき事項 | |
| 3. 当該計画地を選定した理由 及び 特記すべき事項 | | |
| | | |

(様式10)

建設予定地の抵当権設定状況一覧表

| 所在地 | 地目 | 地積(m ²) | 所有者 | 抵当権の状況 | 抹消の方法 | 抹消の時期 |
|-----|----|---------------------|-----|--------|-------|-------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

※ 抵当権の有無にかかわらず、建設予定に係る全ての土地の筆について記入すること。

※ 事業の安定性、持続性を確保する観点から、抵当権の抹消方法及び時期については、明確に記入するとともに、可能な限り合意書等を添付してください。

(様式12)

令和 年 月 日

(宛先)新潟市長

所在地
法人名
代表者名

高齢者福祉施設等改築事業に係る事前協議報告書

高齢者福祉施設等の改築にあたり、関係機関と協議を行ったので、協議内容を報告します。

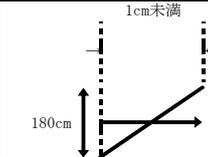
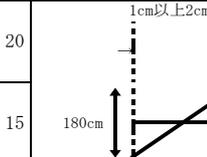
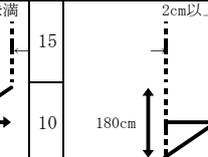
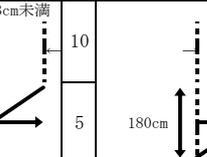
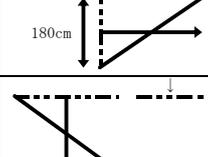
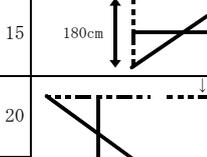
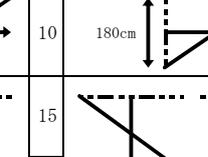
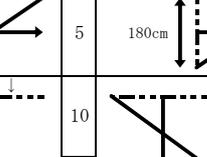
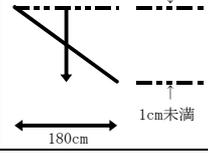
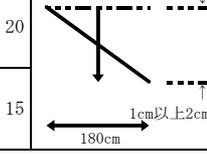
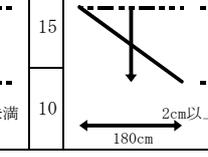
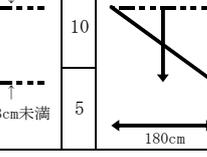
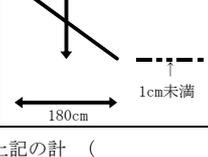
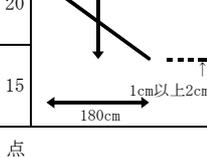
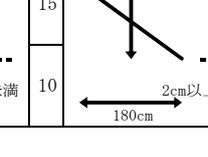
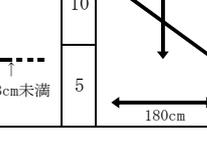
| | | | |
|----------|--|---------|--|
| サービスの種類 | | | |
| 施設(事業所)名 | | | |
| 建設予定地住所 | | | |
| 法人担当者名 | | 連絡先 TEL | |
| 担当部局 | | 担当職員氏名 | |

| 期日 | 協議内容 | 許認可等の見通し |
|----|------|----------|
| | | |
| | | |
| | | |

※ 協議内容等については具体的に記入し、担当部局ごとに提出してください(全ての関係機関と協議を行ってください)。

木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県市名 新潟市

| | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------------------|---|--|---|--|--|---|---|--|------|------|
| (法人名) 施設名 | | 建物の名称 | | | | | | | | | | |
| 老朽度 A点 × B点 × C点 (係数) = <u> </u> 点 | | | | 調査員 職名 | | | | 氏名 | | 印 | | |
| A 構造 耐力 | 区 分 | a | 点 | b | 点 | c | 点 | d | 点 | | | |
| | ① 基礎 | 布コンクリート造 | 15 | 布石積造、レンガ造 | 10 | 壺石造、壺レンガ造、壺コンクリート造 | 5 | 掘立柱木杭基礎 | 0 | | | |
| | ② 土台 | 15.2cm角以上 | 15 | 12.1cm角以上 15.2cm角未満 | 10 | 12.1cm角未満 | 5 | 土台なし | 0 | | | |
| | ③ 柱 | 二階以上の階を有する 場合一階の柱 | 15.2cm角以上又は 13.6cm角以上2本 | 20 | 13.6cm角以上又は 12.1cm角以上2本 | 15 | 12.1cm角未満 | 10 | 12.1cm角未満 | 0 | | |
| | | 平屋の場合の柱 | 13.6cm角以上又は 12.1cm角以上2本 | | 12.1cm角以上又は 10.6cm角以上2本 | | 10.6cm角未満 | | 10.6cm角未満 | | | |
| ④ 根 継 | ア 大部分 (半数以上) 柱を根継ぎしたことがある。 イ 小部分 (半数未満) の柱を根継ぎしたことがある ウ 根継ぎした柱はない。 | | 本のうち | | 本 (乗率0.8) | | 本のうち | | | | | |
| ※ 評点 上記①～③の計 () 点 × ④ $\begin{pmatrix} 0.8 \\ 0.9 \\ 1.0 \end{pmatrix}$ + 50点 = () 点 | | | | | | | | | | | | |
| B 保 存 度 | 区 分 | a | 点 | b | 点 | c | 点 | d | 点 | | | |
| | ① 経過年数 | 5年未満 | 5 | 5年以上18年未満 | 3 | 18年以上30年未満 | 2 | 30年以上 | 0 | | | |
| | ② 基礎の不同沈下 | な い | 6 | ほ と ん ど な い | 4 | あ る (見てわかる程度) | 1 | ひ ど い | 0 | | | |
| | 腐 朽 度 | ③ 外壁の土台 | ほとんど腐っていない | 7 | 少し腐っている | 4 | 腐れがひどい | 1 | ほとんど腐っている | 0 | | |
| | | ④ 外壁の柱 | ほとんど腐っていない | 7 | 少し腐っている | 4 | 腐れがひどい | 1 | ほとんど腐っている | 0 | | |
| | | ⑤ 梁 (はり) | ほとんど腐っていない | 5 | 少し腐っている | 3 | 腐れがひどい | 1 | ほとんど腐っている | 0 | | |
| | 傾 斜 度 | ⑥ 柱 | ア 梁行 (はりゆき) |  | 20 |  | 15 |  | 10 |  | 0 | |
| イ 桁行 (けたゆき) | | |  | 15 |  | 10 |  | 5 |  | 0 | | |
| ⑦ 横架材 | | ウ 梁行 (はりゆき) |  | 20 |  | 15 |  | 10 |  | 0 | | |
| | | エ 桁行 (けたゆき) |  | 15 |  | 10 |  | 5 |  | 0 | | |
| ※ 評点 上記の計 () 点 | | | | | | | | | | | | |
| C 外 力 条 件 | a 海岸からの距離 | | b 積雪 | | | c 地盤 | | | | | | |
| | ① 海岸からの距離が8kmを超える | | ① 毎年少ない (0~20cm未満) | | | ① 普通 | | | | | | |
| | ② 海岸から4kmを超える8km以内 | | ② 毎年かなり積もる (20~100cm未満) | | | ② やや軟弱 | | | | | | |
| | ③ 海岸から4km以内 | | ③ 毎年ひどく積もる (100cm以上) | | | ③ 軟弱 | | | | | | |
| ※ 評点 (外力条件分類番号 a b c) 下記 (附表) 率: | | | | | | | | | | | | |
| (附表) | 率 | 1.00 | 0.98 | 0.96 | 0.94 | 0.92 | 0.90 | 0.88 | 0.86 | 0.84 | 0.82 | 0.80 |
| | 外力条件 | ①①① | ②①① | ①①② ①②① ③①① | ②①② ②②① | ①①③ ①②② ①③① ③①② ③②① | ②①③ ②②② ②③① | ①②③ ①③② ③①③ | ②②③ ②③② | ①③③ ③②③ ③③② | ②③③ | ③③③ |
| | 分類番号 | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと (棟別) に作成すること。
 2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。
 3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号の組み合わせにより附表から係数を求めて記入すること。
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。
 4 傾斜度の測定法は、次によることとする。
 (1) 柱の傾斜度は、最も傾斜のひどい柱の床上180cmの長さについて垂直線を基準にして測定すること。
 (2) 横架材の傾斜度は、最も傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180cmの長さについて水平線を基準に測定すること。

(様式 13)

非木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県市名 新潟市

| (法人名) / 施設名 | | 建物 の 名称 | | | | | | | |
|-------------|--------|---------------------------------|---------------------------------------|-------------------|-------|--------------------------|---------------|-------------------------|--|
| 現存率 ①×100 | | 評点 | 老朽度 | | | | | | |
| 区 分 | 構 成 | 種 類 | 各 部 現 存 率 K | 再建設指数 | | 再建設指数調整値 R = P × N / 0.4 | 現 存 指 数 K × R | 現 存 率 Σ (K × R) / Σ (R) | |
| | | | | 職 名 | 氏 名 | | | | |
| | | P | N | 率 | P × N | | | 印 | |
| 構 造 | | 鉄骨・鉄筋コンクリート | 1.5 | | | | | | |
| | | 鉄筋コンクリート | 1.0 | | | | | | |
| | | ブロック造 | 0.7 | | | | | | |
| | | 鉄骨造 れんが造、石造 | 0.9 1.2 | | | | | | |
| 主要部の 仕 上 | 屋 根 | ・アスファルト防水、コンクリート押さえモルタル塗 | 1.7 | | | | | | |
| | | ・アスファルト露出防水 | 1.0 | | | | | | |
| | | ・モルタル防水 | 0.5 | | | | | | |
| | | ・石綿スレート、かわら、銅板 | 0.4 | | | | | | |
| | 外 壁 | 25 | ・タイル (小口) | 1.4 | | | | | |
| | | | ・モザイクタイル ・コンクリート打放し ・モルタル、リシン吹付 | 1.0 1.0 0.6 | | | | | |
| | 内 壁 | 20 | ・モルタル | 1.0 | | | | | |
| | | | ・プラスター ・木製 | 0.8 0.7 | | | | | |
| 天 井 | 20 | ・吸音テックス | 1.1 | | | | | | |
| | | ・ボード ・プラスター ・木製 | 1.0 0.8 0.7 | | | | | | |
| 床 | 20 | ・リノリウム | 1.3 | | | | | | |
| | | ・プラスチックタイル | 1.1 | | | | | | |
| | | ・アスファルトタイル (暗) | 1.0 | | | | | | |
| | | ・モルタル ・木製 | 0.8 0.7 | | | | | | |
| 外部建具 | 35 | ・アルミサッシ (オーダー) | 1.2 | | | | | | |
| | | ・アルミサッシ (既成) ・スチールサッシ ・木製 | 1.0 0.9 0.7 | | | | | | |
| 内部建具 | 10 | ・木製 | 1.0 | | | | | | |
| 小 計 | | | | | | | | | |
| 設 備 | 電灯設備等 | ・蛍光灯 (300LX程度以上) | 1.0 | | | | | | |
| | | ・蛍光灯 (300LX程度以下) | 0.8 | | | | | | |
| | | ・白熱灯 | 0.4 | | | | | | |
| | 電線類その他 | 15 | ・ビニール被覆線 | 1.0 | | | | | |
| | | | ・ゴム被覆線 | 0.9 | | | | | |
| 給排水その他 | 20 | ・水洗便所 | 1.0 | | | | | | |
| | | ・くみ取便所 | 0.4 | | | | | | |
| 暖 房 | 40 | ・空気調和 | 1.9 | | | | | | |
| | | ・温風 (ボイラー方式) | 1.3 | | | | | | |
| | | ・温風 (熱風炉式) | 1.0 | | | | | | |
| | | ・その他 | 1.0 | | | | | | |
| 小 計 | | | | | | | | | |
| 外 力 条 件 | 25 | 別 表 に よ る 係 数 | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | ① | |

各部現存率 (K)

| | | |
|--|--|---------------|
| 各部現存率 K の値 | (構造) 内容 | |
| | 1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小 | 1.0, 0.9 |
| | 2 中小亀裂、鋼材発錆 (鉄骨造)、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆どないもの | 0.9, 0.8, 0.7 |
| | 3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの | 0.7, 0.6, 0.5 |
| 4 不同沈下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの | 0.5, 0.4, 0.3 | |
| 5 構造上損耗著しく建替えを必要とするもの | 0.3, 0.2, 0.1 | |
| 各部現存率 K の値 | (仕上、設備) 内容 | |
| | 1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小 | 1.0, 0.9 |
| | 2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの | 0.9, 0.8, 0.7 |
| | 3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの | 0.7, 0.6, 0.5 |
| 4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの | 0.5, 0.4, 0.3 | |
| 5 損耗の程度著しく全面建替えを要するもの | 0.3, 0.2, 0.1 | |

外力条件 (N)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|------|------|-------------------|------------|---------------------------------|---|---------------------------------|------------|-------------------|------|------|---------------------|--|--|--|--|
| a | 海岸からの距離 | | | | | b | 積雪 | | | | | c | 地盤 | | | | |
| | ①海岸からの距離が8kmをこえる ②海岸から4kmをこえる8km以内 ③海岸から4km以内 | | | | | | ①毎年少ない(0~20cm未満) ②毎年かなるつもる(20~100cm未満) ③毎年ひどくつもる(100cm以上) | | | | | | ①普通 ②やや軟弱 ③軟弱 | | | | |
| ※率(外力条件分類番号abc)下記(付表)により | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (付表) | 率 | 1.00 | 0.98 | 0.96 | 0.94 | 0.92 | 0.90 | 0.88 | 0.86 | 0.84 | 0.82 | 0.80 | | | | | |
| | 外力条件分類番号 | ①①① | ②①① | ①①② ①②① ③①① | ②①② ②②① | ①①③ ①②② ①③① ③①② ③②① | ②①③ ②②② ②③① | ①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③① | ②②③ ②③② | ①③③ ③②③ ③③② | ②③③ | ③③③ | | | | | |

現存率に基づく評点、老朽度

| | | | |
|-------|--------|-----|-----------------|
| 現存率 | 評点 | 老朽度 | |
| 50%以下 | 100点以上 | 特 A | 特に緊急を要する |
| 60% " | 90 " | A | 緊急を要する |
| 70% " | 80 " | B | 至急実施すべきである |
| - | 70 " | C | できるだけ早く実施した方がよい |
| - | 60 " | D | 必要は認めるが急がなくてよい |
| - | 50 " | E | 必要ない |

- (注) 1 この調査票は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。
 2 各区分ごとの種類欄(N)は、該当するか所を○で囲むこと。
 3 各部現存率欄(K)は、上の表より該当する内容項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること。(老朽度が大きいものほど係数は小さい。)また、老朽の具体的な状況を記入すること。
 4 外力条件は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせにより付表から係数を種類欄(N)及び各部現存率欄(K)に記入すること。
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。
 5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

(付表1)

開設に伴う地域住民説明会の経緯について

地元説明会の状況(記入欄が足りない場合は、適宜追加してください。)

| 説明日時 | 相手方 (出席者数) | 説明内容及び質疑応答 (意見、要望等) |
|------|---------------|---------------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

※建設予定地の隣接地権者をはじめ、町内会又は自治会（以下「自治会等」という。）及び建設予定地の自治会等に隣接する自治会等を対象に説明会を行い、可能な限り同意書及び説明会の議事録などを添付してください。

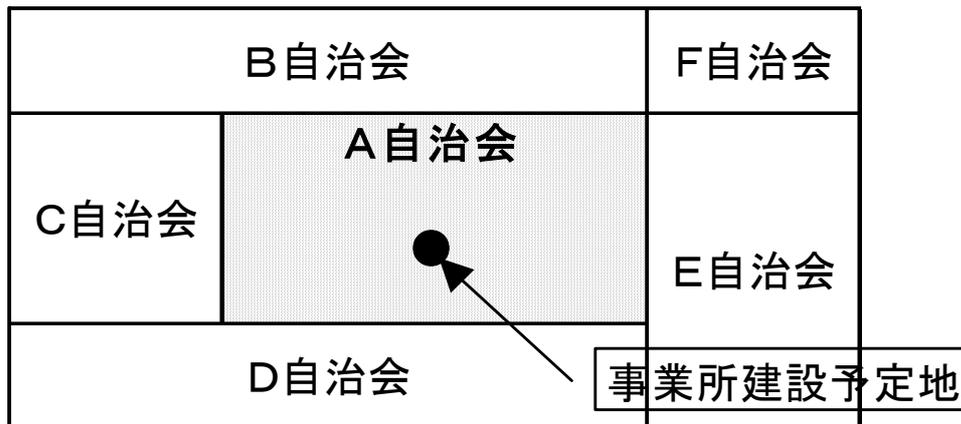
※参 考

付表1について

「建設予定地の自治会等に隣接する自治会等」とは、次のような形態が想定される。

<例示1>

A自治会に事業所の建設を予定している場合は、A・B・C・D・E・F自治会を対象に説明会を行うこととなります。



<例示2>

A自治会に事業所の建設を予定している場合、A・B・C・D・E・F自治会を対象に説明会を行うこととなります(道路及び河川などで隔てられている場合も、隣接とみなします)。

